



図書館だより

HGU Library

library.hgu.jp

vol.227

November 2022

18歳からの大人

民法からみる「大人になるということ」

法学部法律学科教授 内山 敏和

資産運用に関する基本的な知識

経営学部経営学科教授 赤石 篤紀

自治体との関わりをみつけ、未来をイメージしよう

法学部政治学科准教授 鹿谷 雄一

本のおかわり『となりの野生ヒグマ いま何が起きているのか』

北海道新聞野生生物基金、北海道新聞社 編

民法からみる「大人になるということ」

法学部法律学科教授 内山 敏和



UCHIYAMA Toshikazu
早稲田大学大学院法学研究科博士(後期)課程退学。専門は市民社会の変容と民法一特に消費者法との関連でオランダ民法典の比較法的研究。研究テーマは消費者問題を素材に社会の変動とそれに対する法律行為法の対応について。

2022年4月から成年年齢が引き下げられました。大学に入学したばかりの学生の皆さんも、成人、つまりは大人の一員になっています。ただ、大人といってもお酒を飲んでよいわけでもなく、タバコが喫えるわけでもありません。では、大人になったからといっても、何が変わったのでしょうか。

成人になることの法律上の意味

成人になるということの法律上の意味は、多くありますが、そのひとつは、自分ひとりで取引ができるようになったことです。未成年者は、様々な制約が課されていますが、その一方で保護もされています。民法では、未成年者が法定代理人(親や未成年後見人)の同意なく契約を締結した場合、法定代理人らは、この契約を取り消すことができるとなっています(民法5条)。たとえば、高校に入ってバイトを始めた16歳の男子が親の同意を得ずに分割払いでバイクを購入したとしましょう。バイクの購入を知った親は、この購入契約を取り消すことがで

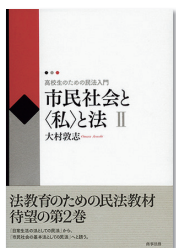
きます。これは、「高校生にはバイクは早い」という教育方針によるものかもしれませんし、バイクの購入額がバイトの給料に見合わない高額だと考えたのかもしれませんが、ともかく、理由の如何を問わず、契約の取消しができることとなります。なんて横暴なと思う人もいるかもしれませんが、これにも理由があります。そもそも、若いということは、取引の経験も浅いですし、将来の見通しについても甘いところがあります。一時的なその場の盛り上がりで購入を決意するかもしれませんが、先々の支払の負担を十分に判断できていないかもしれません。そのような事情から未成年者が行う契約が本人にとって望ましいものかを法定代理人が本人に代わって判断することになるのです。つまり、その点では、余計なお節介に映るかもしれませんが、未成年者の保護のための制度だということになります。すると、成年年齢が18歳になることは、18歳からの2年間は、こういった保護が得られなくなってしまうことになります。とりわけ、新成人は、高校卒業を契機に自由に使えるお金や

時間が増えます。このような若者を狙った悪徳商法のターゲットになることが多くなってしまうのは、容易に想像できるでしょう。消費者契約法では、成年年齢引き下げに伴って、新たに進学や結婚、容姿や体型等の不安を煽る不当な勧誘及びいわゆるデイト商法を対象とした取消権を導入し、若者の消費者被害の救済を図っています(消費者契約法4条3項3号及び4号)。また、これは若者に限定されませんが、いわゆる靈感商法による契約の取消権が認められました(同項6号)。もちろん、このような法改正だけでなく、若者を狙った消費者被害がなくなるわけではありません。消費者教育によって賢い消費者となることも必要です。特に新入生の皆さんは、マルチ商法やカルト宗教の格好的でもあります。コロナ禍のせいで人付き合いが希薄になり、孤立しがちな不安な心に付け入ったトラブルには十分に気を付けてください。特に、勧誘目的を隠して近づいてくるグループは、まともな活動ではないことの一つの指標となりますので、友人や家族に相談をするなどして慎重に

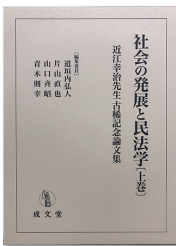
おすすめの本



『市民社会と〈私〉と法Ⅰ』
—高校生のための民法入門—
大村 敦志 著
(商事法務 2008 年)



『市民社会と〈私〉と法Ⅱ』
—高校生のための民法入門—
大村 敦志 著
(商事法務 2010 年)



『社会の発展と民法学 上巻』
—近江幸治先生古稀記念論文集—
道垣内 弘人・片山 直也・山口 斉昭・青木 則幸 編集委員
(成文堂 2019 年)

対応してください。

なぜ20歳で成人だったのか？

そもそも、成年年齢が20歳というのは、国際的にみると、やや高いほうに属していました。欧米を中心とした多くの国は、すでに成年年齢を18歳に引き下げていました。もともと日本において成人は20歳になったのは、明治の民法典制定の時でした。当時、西洋諸国が21歳を成年年齢としていたのに対して、江戸時代の元服の年齢が十代半ばだったことを考慮して（つまり、日本人は早く大人になるから！）、キリの良い数字を選んだというのが実態のようです。成人式などで日本人が慣れ親しんだ「成人は20歳」も、伝統に裏打ちされたものでもなく、何らかの必然性があったわけでもないのです。

大人になるということは、前述のように、大人からの保護がなくなり自分の責任で社会に参加しなければならないということを意味します。

その一方で、大人になれば、自分の生き方や価値観を自由に決めることができることも意味しています。先ほどの例でも、未成年の間では、契約自体に特に問題がなくとも、「お前にはバイクは早い」という理由で親が介入することができたわけですが、大人になれば、そのような理由でバイクの購入を諦めることはなくなります。社会経験の不足や軽率さからの保護は、引き続き必要な場面が残りますが、自分が良いと思う契約を締結する自由が与えられるわけです。そうである以上は、自分がどのように生きていくのか、何に価値をおいて社会に参加するのかなど、何に責任を持たなければなりません。

おわりに

「大人の自覚をもって行動せよ」といわれると、身構えてしまうかもしれません。人間は、一夜にして大人になるわけではなく、日々成長し結果として後から振り返ってみれば自分が大人

になったような気がしてくるものです。古代ローマでも、年齢を重ねて徐々にできることが増えていき、一人前に取引ができるようになるのは、25歳からでした。多くの学生にとっては、大学の4年間は、そのためのステップの中の数歩であるといえます。学生の皆さんも、大学での日々の学び、アルバイトや課外活動などの中で、のびのびと大人の階段を昇ってほしいと思います。

最後に、おすすめの図書は、大村敦志『市民社会と〈私〉と法Ⅰ、Ⅱ』。高校生のための民法入門（商事法務、2008年、2010年）です。少し前の本で、高校生向けのものですが、我が国トップレベルの民法学者による1冊です。このほかに、『社会の発展と民法学（上巻）』—近江幸治先生古稀記念論文集（成文堂）における「未成年者取消権の基礎と若年成人保護の理論」では、成年年齢の引き下げと若年消費者保護の在り方について、私の見解を述べています。

資産運用に関する基本的な知識

経営学部経営学科教授

赤石 篤紀



AKAISHI Atsunori
神戸商科大学大学院経営学研究科経営学専攻博士後期課程単位取得退学。専門はファイナンス。研究テーマはベンチャー・新興企業の財務構造。

2022年4月からの成年年齢下げにより、18歳から、親の同意がなくても、様々な契約が可能となります。一方で、18歳になってから結んだ契約は、後日、親の同意がなかったという理由で取り消すことができず、結んだ契約を守る義務が生じるため、深刻な問題につながる可能性があります。

特に騙されやすいのが、儲け話。そのため、不用意に騙されないように、ここでは資産運用に関する基本的な考え方を紹介していきます。

※本稿は2022年7月時点の情報に基づき、投資に対する考え方を示したものであり、個別の金融商品を推奨するものではありません。金融商品の価値は状況によって変動しますので、購入の可否を含む投資の判断はご自身の責任で行うようにしてください。

儲け話への対応

資産運用には色々なやり方がありますが、基本的な考え方として、『このやり方に従えば儲けられる』という話を信じてはいけません。本当に儲けられるのであれば、他人に教えるはずがありません。「確実」に儲けられる」という話

が本当であれば、リスクを取らない銀行もお金を貸してくれ、無尽蔵にお金を儲けることができます。そもそもあなたに頼る必要はないのです。

一般的な利回り

年あたり、どれくらいの利益が得られるかを表す指標が利回りです。金利とか利息と考えてもよいでしょう。世の中の一般的な金融商品の利回りを知っておくだけで、詐欺被害にあう可能性を大きく引き下げることができます。正しい相場観を持っていれば異常に高い利回りは、第一印象で違和感を覚えるからです。

リスクのない金融商品の利回り―銀行預金・国債

2022年7月現在、銀行預金が最も高いところで0.1%、日本国債の10年利回りで0.2%です。銀行預金や国債はリスクのない金融商品となりますから、「確実に儲けられる」場合のリターンは、0.1〜0.2%となります。ここから考えると、「100万円預けてもらえれば毎年

10万円を分配します（元金保証で10%の利回り）」といった話が明らかにおかしいことがわかります。

また、海外に目を向けると、為替リスクはありますが、アメリカ国債の10年利回りで2.8%。このあたりがリスクを取らずに得られる利回りの限度となるでしょう。

リスクのある金融商品の利回り―株式

リスクのある金融商品の代表が株式です。株式の利回りは、個々の株式によって異なりますが、平均で年6〜7%。リスクとしては、平均から20%程度乖離する可能性があり、データからは3分の2の確率でマイナス12%〜プラス30%の年利回りを取るとされます。そして、1.5倍になる可能性、半分になる可能性が3分の1ほどあります。

年あたり7〜8%の利回りを目指しつつも、単年でみれば10%ほど損をし、30%ほど得をする可能性もあるというのが、株式です。AppleやGoogleに対する投資でもこんな感じ。「こ

かの団体にお金を預けて、確実に10%の利益」というのは明らかにおかしいことがわかるでしょう。

複利運用

資産運用に関する相場観がわかったところで、次は複利運用の話。複利とは「利子が利子を生む」ことをいい、この複利が、資産運用では大きな力を発揮します。

複利運用を行った場合、現在のお金は、下記の式で増えていきます。

将来の口座残高＝現在のお金× $(1 + \text{利回り})^{\text{運用年数}}$

先に、株式の平均的な利回りが7%という話をしましたが、株式に投資をすると、10年おきに、投資額が倍増する計算になります。今20歳の方が老後のために、株式に投資しておけば、30歳で2倍、40歳で4倍、50歳で8倍、60歳で16倍、70歳で32倍になる計算です。資産運用の世界では、時間を味方につけ、時間の経過とともに、資産を加速度的に増やしていくのです。

分散投資

長期的にかつ安定的に運用していく場合、個別の株式への投資はあまりお勧めできません。投資のプロも8割が負けているといわれる世界です。一発当てるという夢を捨てて、インデックスファンドを中心に考えるのが一般的となり

ます。

インデックスファンドは、特定の株価指数と連動するように作られた投資信託で、日経平均やTOPIX、ダウ、S&P500などに連動します。日経平均は、日本を代表する225社の株価指数です。日経平均に連動するインデックスファンドであれば、自分のお金を広く225社に投資をしているのと同じ効果が得られます。S&P500はアメリカの代表的な企業500社の株価指数です。通常、業績が悪化した企業は、株価指数から外されるので、常に勝ち組の企業しか残りません。いわば勝ち組の企業集団に投資し続けるようなもので、安定的な個別の株式よりも手堅い運用が可能となります。

積立投資

また、初めて投資を行う方の多くが一度に多額の投資をして失敗しています。まずは少額か

らはじめて投資商品の値動きに慣れてみましょう。

毎月一定金額を投資する積立投資は、一度設定すれば自分の意思とは関係なく自動的に、株価が高い時は少しだけ、株価が安い時はたくさん株を買うことができます。株価は絶え間なく動き続けていますが、長期的に積立投資をしていけば、ストレスなく時間分散ができるのです。ですから買い時を心配せずに、今すぐにはじめてもかまいません。

いずれにせよ、うまい話に騙されることなく、人生を送るためには、必要最低限の知識やスキル、リテラシーが必要になります。大学では、講義だけでなく、図書館などを活用して、生きていくためのリテラシーを身に付けていきましょう。

おすすめの本



『本当の自由を手に入れる
お金の大学』
両@リベ大学長 著
(朝日新聞出版 2020 年)



『全面改訂 第3版
ほったらかし投資術』
山崎 元・水瀬 ケンイチ 著
(朝日新聞出版 2022 年)

自治体との関わりをみつめ、未来をイメージしよう

法学部政治学科准教授

鹿谷 雄一



SHIKATANI Yuichi
大東文化大学大学院法学研究科政治学専攻博士後期課程修了。博士(政治学)(大東文化大学)。専門は地方自治論。研究テーマは住民投票をめぐる行政・議会・住民の関係の変容。

18歳。政治や行政に関連する分野で真っ先に思いつくことは「18歳選挙権」でしょう。国会議員や自治体(都道府県や市区町村)の議員や長(知事・市区町村長)の選挙で投票することができるようになりました。

学校中心の生活で、社会との関わりが少ないなかで、票を投じることに難しさを感じる(た)ことでしょう。自治体との関わりは、信託する代表者を選ぶ選挙以外にも多くあります。

■ ■ ■
私たちは、自治体との関わりのなかでいくつかの顔をもっています。

自治体の区域に住居し生活している住民としての顔。そして18歳になると、自治体の活動に参加する有権者としての顔となります。また、サービス受給者(顧客)としての顔をもち、自治体が活動しサービスを提供するためには財源が必要ですので、これを負担する納税者としての顔もあります。

私たちの一部は、公共サービスの提供を担い、利害関係者としての顔もちます。自治体は、そ

の活動のすべてを直接行っているわけではありません。公共工事に代表されるように民間に委ね、民間から物品も購入しています。

自治体職員になると職場となります。一部の業務や公共施設の管理を民間も担っていますので、公務員でなくても職場となることがあります。

自治体が提供する多様なサービスは、意識しないほどに、私たちの日常に溶け込んでいます。とくに市町村は、日常生活におけるサービスの窓口であり提供する身近な存在です。

日々利用している道路、上下水道やごみ収集、利用したことのある図書館やスポーツ施設、これまで過ごしてきた公立の保育所や学校。ときには公立病院・診療所で治療を受け、近隣の公園で遊んだことでしょう。

住民福祉の増進とその実現のなかで、自治体が担う役割や領域が広がってきました。利用頻度の違いはありますが、福祉・まちづくり・安心安全などのほか、母子手帳交付や乳幼児健診から火葬場や墓地まで私たちの一生に関わっているといっても過言ではありません。

■ ■ ■
新型コロナウイルスへの対応について、自治体と国との間で役割の問題が露呈することがありました。

市町村―都道府県―国との間の役割分担は、1990年代以降、地方分権改革として見直しの議論をしてきました。しかし、日常生活においてこの成果を実感する場面はそれほど多くありません。それらの間の関係や役割を見直した段階に過ぎないからです。

「未完の分権改革」といわれるように改革はまだ途上です。社会環境の変化や要望などに対応して常に見直す必要があります。

役割分担の見直しは、自治体と民間(事業者)との間でもおこなわれています。

民間は、利用料を値上げしても利用者が少なく利益がでないようなときに事業から撤退することがあります。住民生活を維持できるよう、市町村が交通を担い、スーパーマーケットや学習塾を公設民営で運営するような例も出てきました。

おすすめの本



月刊誌『都市問題』
(公益財団法人後藤・安田記念
東京都市研究所)



『テキストブック 地方自治の論点』
宇野 二郎・長野 基・山崎 幹根 編著
(ミネルヴァ書房 2022 年)



『自治・分権再考
—地方自治を志す人たちへ—』
西尾 勝 著
自治体学会 編集協力
(ぎょうせい 2013 年)



『討議デモクラシーの挑戦
—ミニ・パブリックスが拓く新しい政治—』
篠原 一 編
(岩波書店 2012 年)



『くじ引き民主主義
—政治にイノベーションを起こす—』
吉田 徹 著
(光文社新書 2021 年)

他方で、自治体が担っている事業の簡素化と見直しのなかで、民間が参入することができるようになりました。民営化や民間委託のほかに、指定管理者というしくみが導入され、公共施設の管理を民間の職員が担っている例も多くあります。また、自治体と住民との間の役割分担の見直しもあります。

私たちも自治体の活動の一部を担う必要性が高まってきました。そもそも自治体は共同体としての性格も有しています。フリーライダーとなった受け身的となったりするのではなく、地域の課題解決に向けて、対等な立場で取り組む「協働」が目ざされています。

住民それぞれの顔（立場）から参加をすることもできます。例えば、有権者は、自治体の取組みに対して意見（パブリック・コメント）を出すことができ、政策分野ごとの重要な議論をする審議会や公募委員にもなることができます。こうした案内は自治体発行の広報誌に掲載されています。

世代間の投票率に差があることが指摘されています。

ます。

私たちの関心はそれぞれ異なっています。メディアが挙げる関心とは一致しません。世代間でも異なります。今は関心がなくても、親になると育児環境の充実、教育などへと移っていきます。

戦後一貫して若年者の投票率が低い状況にありますが、これを単に高くすべきという議論はあまり意味がありません。親や祖父母などの年配者も同じ経験をしていますので、当時から関心や意識の変化について尋ねてみるというでしょう。

よりよい自治体をつくるために必要なこと、それは私たち住民自身です。

自治体の資源（財政・人材・組織・物など）は有限です。高福祉（高サービス）で低負担を求める声がありますが、この実現は理想であるものの、反対の立場で考えるとうるさうか。財源が少なくなることで、非常勤職員に頼ったり、他の分野の実施に影響が出たりと新たな問題が生じます。

防災でいわれる自助・共助・公助の考えを参考に、自分自身あるいは地域で何をどこまでできる

のかの認識を見直す必要があるでしょう。

裁判員裁判制度のように有権者から無作為抽出によって社会の縮図をつくり、集中的に議論し提案する「ミニ・パブリックス」が紹介されています。単に提案にとどまらず決定する「くじ引き民主主義」も紹介されるようになっています。私たちが自治体において担うべき役割を高める方法といていいものです。

あらゆる分野に関心をもつことは現実的ではなく難しいものがあります。他方で、ある一つのこのみをもって判断することは望ましいものではありません。自分自身に関わる問題を中心に複数挙げて、社会全体のことを意識しながら「自分事」として考えるといいでしょう。

自治体との関わりやこれを理解するために、まずは、外に出てゆっくりと周囲を見渡しながら歩いてみましょう。そして、目に留まったことそれについて、未来をイメージしながら考えることから始めてみませんか。



(北海道新聞社 2019 年)

三年前に川魚を釣る溪流釣りを教えてもらい、現在も没頭する趣味となった。溪流を歩けば底まで透き通った川と周りを囲む山々が一瞬で日常から非日常へ連れて行ってくれるし、大きくても小さくても、実力なのか、まぐれなのか、どんな形で釣れた魚はなにより綺麗で、癒しと興奮を与えてくれる。

溪流釣りは健康的で非日常に連れて行ってくれる文句のない趣味だが、避けては通れない最大の注意点は「熊」だ。大物や魚が多くいる場所は山奥や人が立ち入らない川になるため、釣りたければ必然的に熊の生活圏に近付くことになる。普段の釣行時も爆竹や熊鈴を鳴らしたり、定期的に絶叫したりしているが、熊に対する知識は、これからも趣味を楽しむための大事なマナーということ、本書を手にとった。

本書は、日本では北海道のみに生息しているヒグマについての基礎知識と雑誌で特集掲載した原稿をそれぞれの著者が加筆修正したパートで構成されているため、生熊から近年のヒグマ問題、文学作品に登場する熊についてまでと、ヒグマについて一通り辿ることができる。

近年、あまりにもヒグマと人間の距離が近くなっている札幌市のヒグマ問題についての記事では、一九六〇年代から現在までのヒグマとの関わりが書かれている。一九九〇年に廃止された春グマ駆除制度以降、人を警戒しなくなった世代のヒグマが森と人間の居住地の境界線まで生活圏を広げていることが問題の理由の一つだが、ただ単に駆除するのではなく、ゴミステーションの「見直し」や市から補助がある電気柵の設置、ヒグマが隠れないよう、森林と住宅地の間に低草地帯を設けたりするなど、ヒグマの警戒を促し、未然に出没を防ぐ取り組みを続けることが、二〇〇万人近い人口を抱える都市と自然が共存していくためには重要だった。そして、ヒグマに学んでもらいつつ、人間側も単にヒグマは恐れる存在として捉えずに、行政等の取り組みからヒグマについて学ぶことがより良い共存関係を築く近道になると感じた。

ヒグマの生態の記事では、途方もなく広い森林で熊同士が出会う謎について書かれている。繁殖期のオスは、背中の中層から出される分泌物を樹木に擦りつけて匂いを残し、他の個体は残された匂いを嗅ぎ、オス同士は遭遇・対立を避ける参考に、メスは痕跡に込められたメッセージをもとに広い森林の中で出会っていた。パンダなどそのほかの熊類も様々な体の部位から匂いの痕跡を残して情報を伝えているということで、人間のコミュニケーションとは全くの別世界があった。自分はムスクの香りがすると色々思い出してしまうが、匂いでコミュニケーションを取るほどであれば、熊たちにも淡い思い出が蘇る匂いがありそうだ。

今は以前より、川のまわりも注意深く観察し、耳を澄ますようになった。木の実や草類を雑に食べた跡があり、藪が不自然に折れていないか。木に刻まれている傷の位置は低いのか高いのか。集中する意識を高めたことが釣りにも影響したのか、珍しく大物が掛かった。友人も手伝わせ、手に伝わる振動と重みに興奮しながら釣り上げたが、水面から出てきたのは大きな木の枝だった。下手過ぎて笑ってしまった。



2022年11月15日発行 第44巻2号（通巻227号）

編集・発行 / 北海学園大学附属図書館

062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1-40 Tel 011-841-1161

<https://library.hgu.jp>